

医本第138号  
高齢第557号  
令和3年7月21日

社会福祉施設等を設置する法人の長様  
高齢者施設等の管理者様

新潟県医療調整本部長  
新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

### 高齢者施設等における対面による面会の制限について

県内の高齢者施設等における対面による面会については、「高齢者施設等における対面による面会の制限について(令和3年7月2日付け医本第116号、高齢第478号)」により取扱いをお知らせしていたところです。その際、『警報』以上の発令状況での対面による面会の対応として、「ワクチン接種された方に関する例外措置などを今後検討し、別途お知らせする」こととしておりましたが、この度、面会実施の考え方を再整理しましたので、今後は別紙のとおり取り扱うこととします。

なお、緊急やむを得ない場合など対面による面会を実施する際には、マスクの着用・手指の消毒などの感染防止対策を徹底したうえで行っていただくようお願いします。

また、平時及び注意報下においても、施設内での感染リスク低減の観点から入所者及び面会者双方のワクチン接種が完了していることが望ましいことから、関係者に対する積極的なワクチン接種への呼びかけをお願いします。

担当:新潟県高齢福祉保健課 介護サービス係  
TEL:025-280-5193  
Mail:ngt040230@pref.niigata.lg.jp